



- 1 いじめ問題の解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切である。そのため、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。
- 2 ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した事実関係をもとに、いじめ対応チームを中心に十分に検討し慎重に対応する。
- 3 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある重大事態が発生した場合、いじめ対応チームは速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。県教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体でより一層組織的に対応し、迅速に事態の解決にあたる。
- 4 事態によっては、各年次及び学校すべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要であれば、当事者の同意を得たうえで、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 5 事態によっては、マスコミ対応も考慮する。その際は対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。